

作成年月日；令和 7 年 3 月
 評価責任者；地域産業基盤整備課長 市川 紀幸
 実施者；経済産業政策局地域産業基盤整備課

令和 6 年度 事前評価書

計画概要	事業名：県央広域工業用水道第 2 期事業		事業者名：茨城県		
	給水区域 ひたちなか市		給水開始（予定）年月日 令和 1 3 年 4 月 1 日 （一部給水開始年月日）		
	計画給水量 ー m ³ /日		現行給水能力 0 m ³ /日		
	契約給水量 59,400 m ³ /日		契約率 0%	実給水量 0 m ³ /日	
	地域区分	地盤沈下・ 基盤整備	四大・新産・工特・ その他		
	工期 昭和 6 0 年～令和 1 2 年				
水源・予算規模	水源	取水量	配水区分	浄水配水	
	霞ヶ浦導水	0.739 m ³ /S	基本料金	0 円/m ³	
			基本使用料金	0 円/m ³	
	総事業費	6,296,500 千円	資金計画構成		
	補助対象事業費	6,296,500 千円	国庫補助金	30.0%	
補助金総額	1,888,950 千円	一般会計	0%		
令和 7 年度要求補助金額	72,300 千円	地方債	0%		
補助率	30.0%	その他	70.0%		
事業目的及び事業概要	<p>霞ヶ浦導水事業に水源を求める県央広域工業用水道第 2 期事業の給水区域は、茨城県中央部に位置するひたちなか市となっている。当該市においては、既に那珂川工業用水道及び県央広域工業用水道により工業用水が給水されているが、当該市に造成された常陸那珂工業団地は、茨城港常陸那珂港区に隣接し、北関東自動車道に直結した優れた交通アクセスと、緑豊かな自然環境に恵まれた立地条件であり、新たな工業用水の需要が見込まれていることから、当該地域に対応すべく新たな工業用水道及びその水源の確保を行う必要がある。</p> <p>このため、茨城県は、当該給水地域に 59,400m³/日の工業用水を供給すべく県央広域工業用水道第 2 期事業を計画することとしており、本事業は、その水源 0.739m³/秒を確保するため、国土交通省が施工する霞ヶ浦導水に昭和 60 年度から共同し建設負担金を負担中の状況である。</p> <p>なお、補助金申請については、霞ヶ浦導水事業の事業計画変更に伴う負担率の変更があり、過年度調整により平成 15 年度以降は負担金を支出していないこと及び霞ヶ浦導水事業について関係漁協から訴訟を受けたことによる事業中断により補助金申請を中断していたが、令和 2 年度の事業計画変更で総事業費が 1,900 億円から 2,395 億円に増額されたことから、令和 7 年度から事業が再開し負担金が発生することを見込んで、補助金申請を再開する。本事業の給水区域は本県の中央部に位置し、ひたちなか市等の工場群を中心に産業の発展を続けてきた地域である。また、当地域では、重要港湾茨城港を中心とした常陸那珂開発や、常磐自動車道、東関東自動車道及び北関東自動車道等の交通網の整備等を背景とした新たな工業開発が進められてきた。</p> <p>このため、本県では、県央地域の工業団地等に立地する企業に、62,000m³/日の工業用水を給水することを目的に、平成 7 年度に建設に着手したものである。</p> <p>本事業は、平成 13 年 10 月から給水を開始しているが、水源は、現在国土交通省が建設中である霞ヶ浦導水事業に全量を依存するものとなっており、現在は暫定的な水源により運営している。安定的な水源の確保のために、霞ヶ浦導水事業に共同参画し、建設負担金を負担中の状況である。</p>				

地下水保全 (地下水転換を含む) の必要性	a) 工業用水法における指定地域へ給水する事業（鶴見区（京浜急行電鉄本線以南の地域に限る。）、神奈川県（京浜急行電鉄本線以南の地域に限る。）） b) 工業用水法以外の法律・条例等により、地下水の取水が規制される地域へ給水する事業 [関連する法律等の名称：] c) その他 [基盤整備事業のためなし]		
事業着手の 緊急性	【建設事業】 a) 既に着工している [着工： 年 月] b) 給水の要望があり、早急に事業を着手しなければならない [給水開始： 年 月] c) 工業団地の分譲開始に向け、早急に事業を着手しなければならない [分譲開始： 年 月] d) その他 [霞ヶ浦導水の完成予定である令和12年度までに施設設備を完成し、令和13年度から給水を開始するため]		
	【改築事業及び強靱化事業】 a) 漏水事故により、公共施設、住宅等に被害を及ぼした b) 工業用水道施設に係る事故、トラブルにより給水先に被害を及ぼした c) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域内に施設がある d) ハザードマップ等の浸水想定区域内に施設がある e) 原水の悪化により支障が生じている f) 川床変動により取水に支障が生じている g) その他 []		
事業を実施 した場合の 費用対効果 分析	費用便益 比の算定 に含まれ ていない その他の 特別な事 情	地域振 興と計 画との 関連性	費用便益比：1.99 評価の対象とする便益項目：工業用水の調達コスト削減便益 施策名、指定地域及び関連する法律、条例 施策名：無 指定地域：無 関連する法律等の名称：無 その他の特別な事情：無
評価結果			
工業用水道事業に係る政策評価実施要領に照らし合わせた結果、前提指標である費用便益比1.0以上等を満たしており、優先採択指数である事業着手の緊急性を要していることから、本事業は補助対象として妥当である。			